

答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した地方税法(以下「法」という。)146条1項の規定に基づく自動車税(種別割)賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し、令和2年5月1日付けでした自家用自動車(登録番号:〇〇。以下「本件自動車」という。)に係る令和2年度の自動車税(種別割)賦課処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、このことを理由として本件処分の取消しを求めているものと解される。

- 1 請求人は、平成29年12月に、当時の交際相手の債権者を名乗る人物らに担保として本件自動車を持ち去られており、喝取された状況下にあった。本件自動車は、請求人のもとから持ち去られた後、〇〇、〇〇、〇〇など請求人の生活圏とは異なる広範囲で何者かによって使用され、持ち去られた先や現在の使用者、保管場所等は不明のままとなっている。

請求人は、本件自動車を占有管理もしていないし、支配可能な立場にもなかつたのであり、請求人を主たる定置場を有する所有者ということとはできない。

- 2 破産手続開始決定により請求人は財産の管理処分権を喪失しており、さらに管財人により本件自動車の所有権が放棄されたことから、請求人は本件自動車につき、事実上の占有管理や支配可能性だけでなく、法律上の権利についても有しない立場になった。
- 3 処分庁は、弁明書やウェブサイトにおいて、本件の請求人のように自動車を喝取されたり破産手続において自動車の所有権が放棄されたりしたような立場の者について、いかなる方法で登録内容を変更すべきか具体的に示してはいない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 2月 7日	諮問
令和4年 3月 15日	審議（第65回第1部会）
令和4年 4月 22日	請求人へ調査照会
令和4年 5月 16日	請求人から回答を収受
令和4年 5月 19日	審議（第66回第1部会）
令和4年 6月 30日	審議（第67回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した

結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 自動車税に関する用語の意義

法 1 4 5 条は、自動車税について、環境性能割と種別割を定めており、同条 2 号は、自動車税の種別割は、自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元の区分に応じ、自動車に対して課する自動車税をいうと規定する。

(2) 自動車税の納税義務者

法 1 4 6 条 1 項は、自動車税は、自動車に対し、当該自動車の所有者に種別割によって、当該自動車の主たる定置場所在の道府県が課すると規定する。

(3) 自動車税のみなす課税

法 1 4 7 条 1 項は、自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を法 1 4 6 条 1 項に規定する自動車の所有者とみなして、自動車税を課すると規定する。この場合において、割賦購入あっせん契約等に基づき、割賦購入あっせん業者等の売主以外の者が売主に代わって所有権を留保しているときには、売主が当該自動車の所有権を留保している場合と同様に買主を当該自動車の所有者とみなして自動車税を課して差し支えないものと解される（東京都主税局作成の「自動車税・自動車取得税事務提要」第 2 章・第 4 節・1 参照）。

法 1 4 7 条 2 項は、前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の所有者とみなして、自動車税を課すると規定する。

(4) 賦課期日

法 1 7 7 条の 8 は、種別割の賦課期日は、4 月 1 日とすると

規定する。

(5) 種別割の減免

法 177 条の 17 は、道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要とすると認める者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、種別割を減免することができるとしている。

(6) 平成 22 年最高裁判決

最高裁判所平成 22 年 7 月 6 日第三小法廷判決（判例タイムズ No. 1331 参照。以下「平成 22 年最高裁判決」という。）は、自動車税の減免の要件である「天災その他特別の事情がある場合」の解釈・適用について、おおむね以下のとおり判示する。

ア 課税庁による恣意を抑制し、租税負担の公平を確保する必要性にかんがみると、課税の減免は、法律又はこれに基づく命令若しくは条例に明確な根拠があつて初めて行うことができるものというべきである。

自動車税の減免は、天災等により担税力が減少し又は消滅したため、徴収の猶予等の同法の定める他の措置によつても同税の負担を課すことが相当性を欠くと認められるような納税者に対し、地方公共団体の条例において定める要件に適合することを条件として個別的な救済を図るための制度であると解される。

そして、その財産につき損害を受けた納税者に対する徴収の猶予について定める法 15 条 1 項 1 号は、「震災、風水害、火災その他の災害」及び「盗難」という、いずれも納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな事由によつて担税力が減少し又は消滅した場合のみを要件として掲げている。そうすると、減免の要件としての「天災その他特別の事情」

についても、徴収の猶予の要件よりも厳格に解すべきものであるから、少なくとも、これらの要件と同様に、納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな事由によって担税力を減少させる事情のみを指すと解するのが文理にも沿い、相当である。

イ 自動車の所有者が脅迫されて当該自動車を他人に引き渡したためにこれを利用し得ないという損害を被ったことは、それが脅迫された結果であるとはいえ、自動車を貸与することを承諾していたのであれば、同人の意思に基づかないことが客観的に明らかな事由によって生じたものとはいえないから、自動車税の減免の要件である「天災その他特別の事情」に当たるとはいえない。

2 これを本件処分についてみると、以下のとおりである。

(1) 請求人は、平成28年10月30日付けで株式会社〇〇との間で〇〇ローン契約を締結し、本件自動車を購入し、同年11月9日付けで本件自動車の所有者を株式会社〇〇、使用者を請求人とする本件移転登録が行われている。

これにより、請求人は、所有権留保付自動車の買主として、法147条1項の規定に基づき、自動車税の賦課徴収については本件自動車の所有者とみなされることとなり、本件自動車に係る自動車税の納税義務者となったことが認められる。

(2) 令和元年5月11日、本件自動車は〇〇県〇〇市内で放置車両として確認されている。

請求人自らが本件自動車を同所に放置することは通常では考え難いことからすれば、本件自動車が放置車両として発見されるまでの間、請求人以外の第三者が本件自動車を使用するような状況があったことが推認できる。そして、この点につき、請求人は、当時の交際相手の債権者を名乗る人物らに担保とし

て本件自動車を持ち去られており、喝取された状況下にあった旨を主張している（第3・1）。

もっとも、仮に請求人の主張するような事情があったとしても、そのことは、あくまで請求人以外の第三者が本件自動車を正当な権原に基づかずに使用していたということを意味するに過ぎないから、かかる事情をもって本件自動車の所有権が請求人から第三者に移転したと認めることはできないというべきである。

- (3) 東京地方裁判所〇〇は、請求人について、令和元年5月31日付けで破産手続の開始を決定し、同年9月12日付けで免責の許可を決定している。

破産者が破産手続開始時に有する一切の財産は、原則として破産財団を構成し（破産法2条14項、34条1項）、その管理処分権は破産管財人に専属し（破産法78条1項）、破産管財人の下で換価、配当等がなされることとなり、破産者は破産財団に属する財産につき管理処分権を失う。他方で、破産管財人が破産財団に属する財産を放棄した場合には、破産者本人が以後当該財産を管理することになると解される（一般財団法人金融財政事情研究会「破産・民事再生の実務 第4版 破産編」237頁参照）。

そうすると、本件の破産手続においては、破産管財人が令和元年6月27日付けで本件自動車を破産財団から放棄しているから、本件自動車に対する請求人の管理処分権が確定的に失われたということとはできない。

- (4) 令和2年12月11日時点の登録事項等証明書によれば、本件自動車の所有者は株式会社〇〇、使用者は請求人とされており、本件移転登録から同日までの間に自動車登録ファイルの登録内容に変更は生じていない。

(5) 上記(1)ないし(4)で認定した経緯によれば、本件自動車の管理処分権が請求人以外の第三者に移転したと認めることはできず、本件賦課期日の前後を通じて、本件自動車に係る自動車税の納税義務者は請求人であったというべきであるから、請求人を所有者とみなして行われた本件処分が違法であるということとはできない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、請求人の主張する第3・1の事情については、請求人以外の第三者が本件自動車を正当な権原に基づかずに使用していたということを意味するに過ぎないこと、請求人の主張する第3・2の事情については、破産管財人が本件自動車を破産財団から放棄しており、請求人の管理処分権が確定的に失われたということとはできないことは上記2で認定したとおりである。

また、請求人は、本件の請求人のように自動車を喝取されたり破産手続において自動車の所有権が放棄されたりしたような立場の者について、いかなる方法で登録内容を変更すべきかが処分庁のウェブサイトなどで具体的に示されていない旨を主張する（第3・3）が、請求人の主張するような事情をもって本件自動車の管理処分権が請求人以外の第三者に移転したと解することはできないことは上記のとおりであるから、請求人の第3・3の主張は、その前提を欠くものである。

4 審査会の職権による調査

(1) 法177条の17は、道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車税の減免を必要とすると認める者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、自動車税を減免することができるとしている。この点について、請求人提出の2020年（令和2年）10月30日付意見書2（2）におい

て、「審査請求人が交際相手に呼び出されファミリーレストランに赴くと、交際相手の上記の負債の債権者を名乗る人物ら3人の男がそこに居合わせ、負債の担保として本件自動車を預かったことについての念書の作成を迫られ、審査請求人はやむなくこれに応じて念書を差し入れた。」との記載があることから、同条による減免の要否の判断に当たり検討を要すべきものと解される。そこで、行政不服審査法74条に基づき、請求人に対して、当該念書が請求人の意思に基づいて作成されたものではないという主張を裏付ける客観的な証拠の提出を求めたところ、以下の証拠が提出された。

(2) 請求人から提出された証拠

甲12号証 請求人の法律相談時のメモ

甲13号証 「高速道路ご利用確認のお願い」

甲14号証 未納となった駐車場利用料の請求についての書面

甲15号証 速度違反についての「出頭通知書」

(3) しかしながら、上記請求人提出の証拠に照らしても、納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな事由（第6・1・(6)）に該当するとまではいえないから、自動車税を減免すべき場合には該当せず、請求人の主張する事情をもって本件処分に取り消すべき違法があるとすることはできない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹